

< ナント > の

遺言信託



- お客さまが生涯をかけて築いてこられた財産やご先祖から受け継いだ財産も、いずれは「相続」により相続人に引き継がれます。
- 誰も「相続」が円満かつ円滑に行われることを願っています。しかし、遺産の内容や相続人の状況によっては、相当な負担が相続人にかかり、思わぬトラブルが生じることもあります。
- 遺言は、相続の手続きをスムーズにし、大切なご家族への思いやりや愛情を確実に伝えるメッセージです。
- 〈ナント〉の「遺言信託」は、遺言作成のお手伝い、遺言書の保管・執行までを、お客さまの立場に立って、トータルにお手伝いします。

〈ナント〉の「遺言信託」でお引き受けできる範囲は以下のとおりです。

- 原則として、南都銀行を遺言執行者とする公正証書遺言とさせていただきます。
- 南都銀行がお引き受けできる遺言執行の範囲は、財産の処分・相続に関するものに限られています。
- 遺言執行の対象となる財産については、遺言の内容に従って南都銀行が執行できる範囲に限らせていただきます。
- 遺言の内容によっては、お引き受けできない場合がございます。
- 財産に関する遺言であっても、遺言執行業務を遂行することが著しく困難であると認められる場合には、遺言執行者に就任しない場合があります。

- ご相談内容について、秘密は厳守いたします。お気軽に、南都銀行の窓口でご相談ください。

このような方に

〈ナント〉の遺言信託を

おすすめします。



遺言信託はいろいろな想いを伝えることが可能です。

例えば法定相続分と異なる配分も可能です。

<p>ケース 1 ✓</p>	<p>円滑に財産を遺したい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもがいないので、配偶者に全財産を遺したい。 ●相続人が多いので、もめないようにしたい。 
<p>ケース 2 ✓</p>	<p>法定相続人以外に財産を遺したい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●かわいい孫にも遺したい。 ●お世話になった息子の嫁にも遺したい。
<p>ケース 3 ✓</p>	<p>事業を円滑に承継させたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業用資産を跡継ぎの息子に遺したい。 ●元気なうちに財産の分割を決めておきたい。 
<p>ケース 4 ✓</p>	<p>財産を寄付したい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●社会貢献のために、公共団体や母校に寄付したい。 ●永代供養をお願いした寺に寄付したい。 
<p>ケース 5 ✓</p>	<p>相続手続きの負担を軽減したい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者や子どもの負担を軽減したい。 ●遺産分割協議の手間や苦労を軽減したい。 

遺言に関する基礎知識

1 遺言のできる主な事項

遺言は法定相続に優先するため、法定相続分と異なる配分や法定相続人以外の人への配分が可能です。〈ナント〉の遺言信託でお引き受けできる範囲は、法律により、①財産の処分に関する事項と、②相続に関する事項に限られています。

① 財産の処分に関する事項

(1) 遺贈（遺言により財産を与えること）	相続人でない第三者への財産の配分ができます。
(2) 寄付	公共団体等への寄付ができます。

② 相続に関する事項

(1) 相続割合の指定	法定相続割合と異なる指定をすることができます。
(2) 相続財産の特定	相続人ごとにどの財産をどのように配分するか、その方法を特定することができます。
(3) 遺言執行者の指定	遺言執行者を指定することができます。

③ 身分に関する事項（当行では対応できません）

(1) 認知	子どもの認知。
(2) 未成年後見人 未成年後見監督人	未成年者である子どもの後見人や後見監督人の指定。

2 遺言の形式

一般に多く使われる遺言の方式として、「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」の2種類があります。相続時のトラブルを減らし、遺言内容を確実に実現するため、「公正証書遺言」をおすすめしています。

	公正証書遺言	自筆証書遺言
概要	●公証役場で証人2人以上の立ち会いのもと、遺言者が遺言内容を公証人に口述し、公証人が遺言書を作成します。	●遺言者自身が本文、日付、氏名を自書し、押印します。 ^{※1} ●遺言者の死亡後、家庭裁判所での検認 ^{※2} 手続きが必要です。
長所	●公証人が作成するため、内容が明確で、無効になる恐れがほとんどありません。 ●紛失、偽造、変造の恐れがありません。 ●家庭裁判所での検認手続きが不要です。	●誰にも知られずに作成できます。 ●費用がかかりません。 ●書き換えが容易にできます。
短所	●証人が必要です。 ●費用がかかります。	●形式不備や不明確な内容によって、トラブルが生じる可能性があります。 ●紛失、偽造、変造や火災、盗難の恐れがあります。 ●検認手続きに時間や費用がかかります。

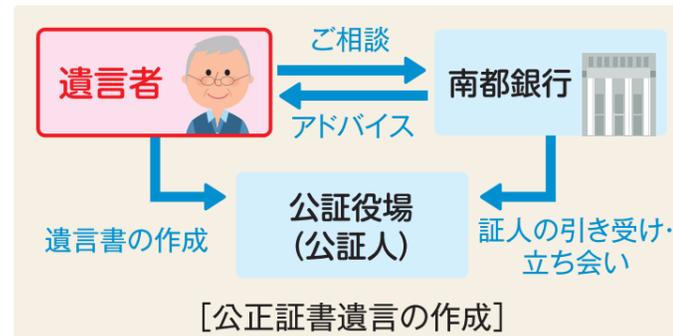
※1 財産目録の部分については、自書のほかにパソコン等での作成や通帳のコピー等を添付することができます。

自書以外の場合は、財産目録の全ページに署名と押印が必要です。

※2 検認とは、遺言書の保管者等が、証拠保全のための手続きを家庭裁判所に申し立てることです。

〈ナント〉の遺言信託の概要・流れ

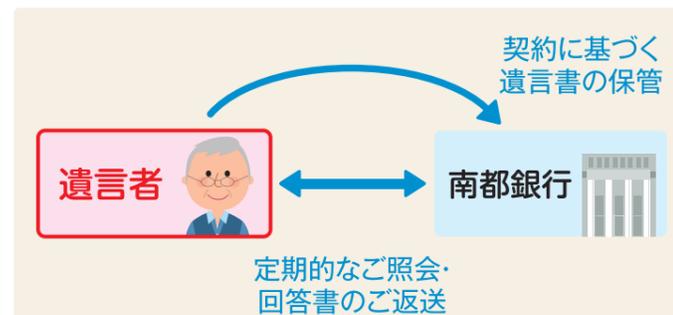
I 遺言書の作成



- 対象財産・ご家族の状況・財産分割のご意向等を確認のうえ、遺言内容についての相談をお受けし、遺言書作成のお手伝いをいたします。
- 当行が証人をお引き受けし、公証役場で公正証書による遺言書を作成いただきます。



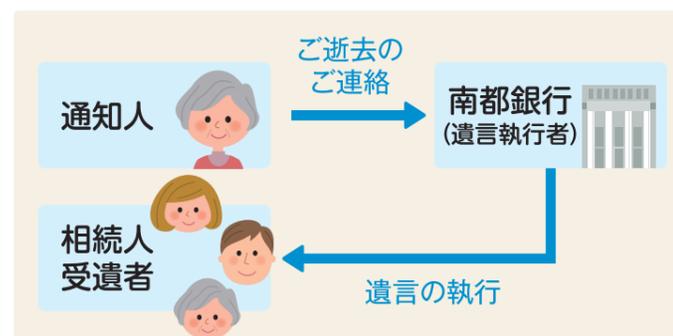
II 遺言書の保管と管理



- 遺言信託に関する約定書をご提出いただき、公正証書遺言を、相続開始までの間、当行でお預かりします。
- 遺言書の保管期間中は、遺言内容について変動がないか、定期的にご照会します。



III 遺言の執行



- 遺言者がご逝去の際には、あらかじめお届けいただいた通知人からご連絡をいただき、遺言に基づき、当行が「遺言執行者」として就任し、相続手続きを行います。



I 遺言書の作成

1. 遺言書作成についての事前のご相談

遺言をご検討されるにあたり、対象財産・推定相続人・受遺者・ご意向等について十分確認のうえ、遺言内容について具体的なお相談をお受けします。
必要に応じて弁護士や税理士等の専門家とも協力してお受けします。



2. 遺言書作成のお手伝い

ご相談内容に基づき、お客さまによる遺言書原案の作成をお手伝いいたします。



3. 公正証書遺言の作成

お客さまが作成した遺言書原案に基づき、公証役場にて公正証書遺言を作成いたします。
作成に際しての証人(2人以上必要です)は、当行がお引き受けいたします。
※公正証書遺言では、推定相続人・受遺者は証人になることができません。
※公正証書遺言の作成については、別途、公証役場での手数料が必要となります。



相続ワンポイント

付言事項とは

遺言書では、相続財産の分配方法だけでなく、「付言事項」という項目を設けてご家族へのメッセージを書き記すことができます。
付言事項の内容には法的な拘束力はありませんが、遺産分割に関するご自身のお考えやご家族への感謝の気持ち等を記すことができます。

II 遺言書の保管と管理

1. 約定書のご提出

遺言執行者指定および遺言書保管に関する約定書をご提出いただきます。
※約定書とは当行とお客さまとの間の遺言信託契約に係る契約書のことです。



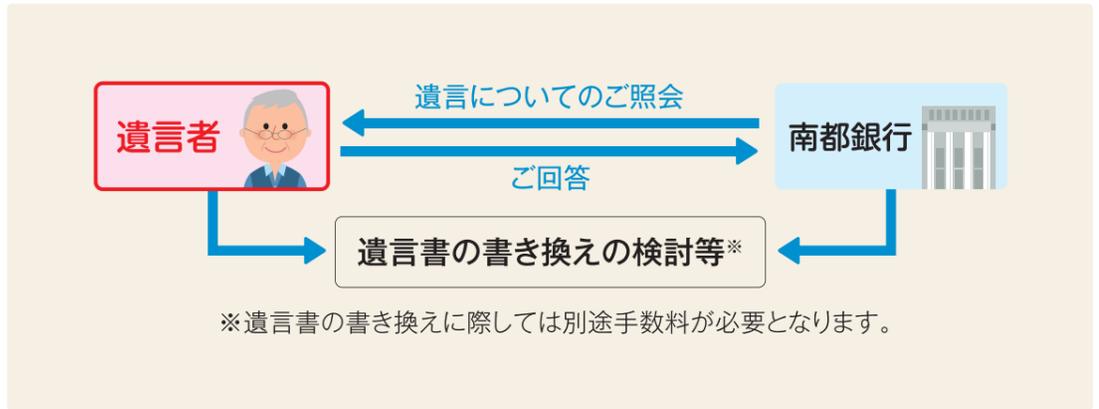
2. 遺言書の保管と通知人のご指定

約定書のご提出とともに、遺言書をお預かりします。遺言書は相続開始まで、当行が大切にお預かりいたします。また、お客さまがご逝去の際に、当行にご連絡いただく通知人をご指定いただきます。



3. 定期的なご照会の実施

遺言の内容、対象財産、推定相続人・受遺者の変動等の、遺言の執行に関わる内容に変更がないかについて、お客さまに定期的にご照会いたします(原則年1回)。変更内容によっては、遺言書の書き換えが必要となる場合がありますので、照会には必ずご回答ください。



※遺言書の書き換えに際しては別途手数料が必要となります。

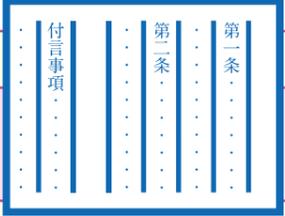
III 遺言の執行

1. ご逝去のご連絡

お客さまがご逝去の際は、あらかじめお届けいただいた通知人から、当行にご逝去のご連絡をいただきます。



2. 遺言書の開示



通知人からのご連絡に基づき、相続人のみなさまに対し、当行が保管している遺言書を開示いたします。



3. 遺言執行者への就任

遺言書の開示とともに、相続人を確定し、遺言内容の実現性を確認のうえ、当行が遺言執行者に就任いたします。



※遺言執行が著しく困難な場合、遺言執行者への就任を辞退させていただく場合があります。



4. 相続財産の調査・財産目録の作成と報告

相続人・受遺者のみなさまにご協力いただき、遺産や債務を調査します。判明した財産について財産目録を作成し、ご報告いたします。



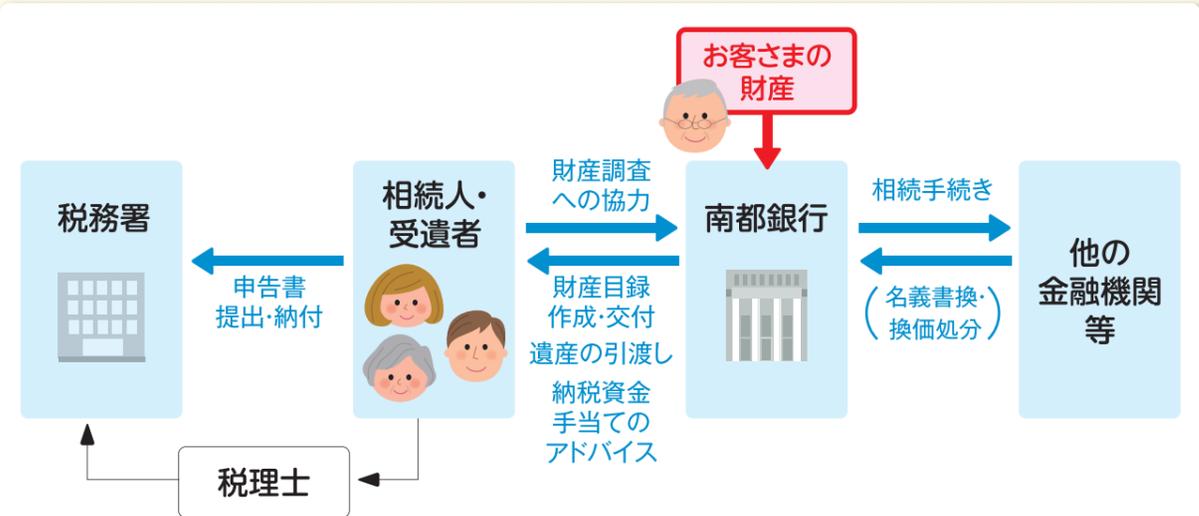
5. 遺産分割の実施

遺言に基づき、預貯金・有価証券等の名義変更や換価処分、不動産の名義変更等を行い、遺産分割を行います。



6. 所得税・相続税の納税資金手当てのアドバイス

財産内容によって、相続開始後4カ月以内に所得税の準確定申告・納付、10カ月以内に相続税申告・納付が必要になる場合がありますので、遺産分割の実施とあわせて、納税資金の手当て等のアドバイスを行います。



株式、債券、投資信託、外貨預金等の換価処分について

これら市場性商品の換価処分については、相続人による個別の売却日・解約日等の指定は承りかねます。

※換価処分に際し譲渡所得税や法人等への遺贈において「みなし譲渡所得税」が課税される場合があります。
※税務申告や不動産登記は、税理士・司法書士が行い、別途費用がかかります。



7. 遺言執行完了の報告

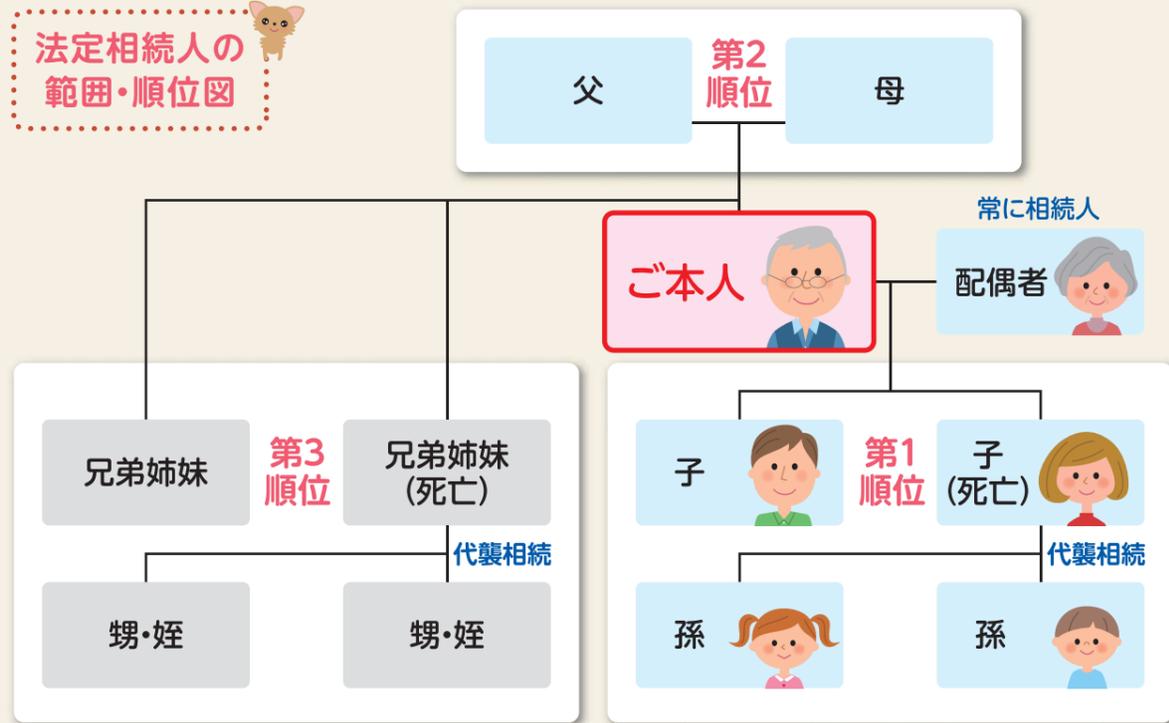
すべての執行手続きが完了した時点で、相続人・受遺者のみなさまに遺言執行完了のご報告をいたします。

法定相続人と法定相続分について



民法では、相続人と相続分について、以下のように定めています。
 法定相続割合で遺産を分割する場合であっても、相続人全員の協議によって、「誰に何をどのように配分するのか」を具体的に決める必要があります。

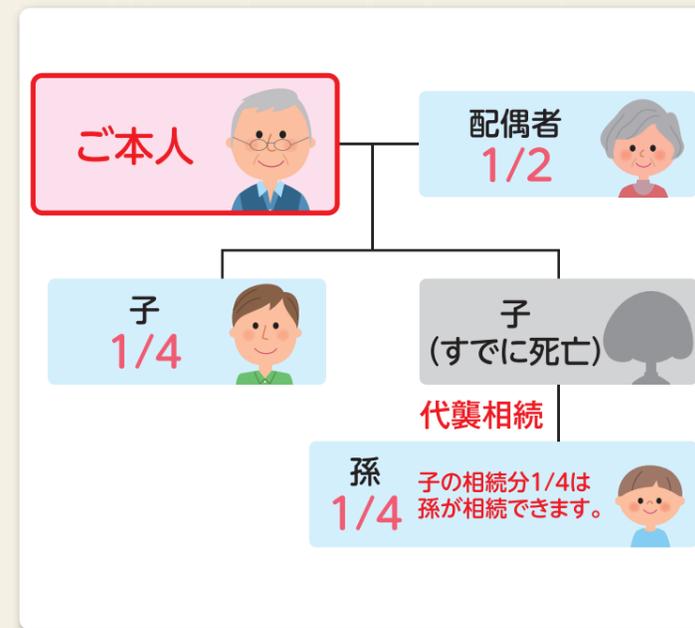
法定相続人の範囲・順位図



相続人	法定相続分	遺留分
配偶者と子	配偶者 1/2 子 1/2	配偶者 1/4 子 1/4
配偶者と父母	配偶者 2/3 父母 1/3	配偶者 1/3 父母 1/6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4	配偶者 1/2 兄弟姉妹 なし
配偶者のみ	全て	1/2
子のみ	全て	1/2
父母のみ	全て	1/3
兄弟姉妹のみ	全て	なし

※子・直系尊属・兄弟姉妹がそれぞれ複数人いる場合は、相続分を人数で均等に分割します。

代襲相続人



被相続人の子・兄弟姉妹が相続開始以前に死亡している場合には、被相続人の子の子(=被相続人の孫)、被相続人の兄弟姉妹の子(=被相続人の甥・姪)が相続人となります。この孫・甥・姪を代襲相続人といいます。代襲相続人の法定相続分は、相続人である親の法定相続分を代襲相続人の人数で割ったものです。

遺留分制度

遺留分とは、民法で定められている一定の相続人が一定の割合で最低限相続できる財産のことをいいます。生前贈与や遺言でこの遺留分が侵害されてもその贈与や遺言は無効になりませんが、侵害された相続人は、侵害した相続人等に対して、その侵害された部分を請求し取り戻すことができます。遺留分は、配偶者・子・直系尊属にのみ認められており、兄弟姉妹にはありません。

寄与分制度

被相続人の事業への労務提供や介護等、被相続人の財産の維持や増加に特別に寄与した相続人は、寄与相当分を遺産より取得することができる制度です。相続人以外には認められていません。

特別受益分

被相続人から、婚姻・養子縁組のため、もしくは生計の資本としての生前贈与等、特別な利益を受けた相続人がある場合は、相続人の中で公平を図るため、その利益分を相続財産に加えて遺産分割を行う制度です。

【遺言信託手数料等について】

お支払時期	手数料等の名称	コース	
		プラン①	プラン②
		ご契約時の取扱手数料を抑えたプランです	お支払総額を抑えたプランです
ご契約時	取扱手数料	300,000 円 (税込み 330,000 円)	700,000 円 (税込み 770,000 円)
遺言書保管中	保管料(※)	6,000 円 (税込み 6,600 円) 毎年 4 月末日に翌月からの 1 年分をお支払いいただきます。	
	変更手数料	50,000 円 (税込み 55,000 円)	
相続発生後 遺言執行終了時	執行報酬	当行が定める相続財産評価額に対して	
		下段の A、B の区分に応じた料率を乗じて算出される金額の合計額とします。	下段の A、B の区分に応じた料率を乗じて算出される金額の合計額から 700,000 円 (税込み 770,000 円) を差し引いた金額とします。
		A. 当行にて契約中の預金、信託商品等の金銭債権および当行で募集・販売・仲介した、投資信託・国債・保険商品・金融商品等ならびに南都まほろば証券と預託契約等を締結している有価証券、その他の預託財産（消極財産を含みません）に対して ・・・・ 0.30% (税込み 0.33%)	
		B. 上記 A. 以外の財産に対して 5,000 万円以下の部分・・・ 1.80% (税込み 1.98%) 5,000 万円超 1 億円以下の部分・・・ 1.50% (税込み 1.65%) 1 億円超 2 億円以下の部分・・・ 1.00% (税込み 1.10%) 2 億円超 3 億円以下の部分・・・ 0.80% (税込み 0.88%) 3 億円超 5 億円以下の部分・・・ 0.60% (税込み 0.66%) 5 億円超 10 億円以下の部分・・・ 0.40% (税込み 0.44%) 10 億円超の部分・・・ 0.30% (税込み 0.33%)	
		ただし、最低執行報酬は 1,000,000 円 (税込み 1,100,000 円) とします。	ただし、最低執行報酬は 400,000 円 (税込み 440,000 円) とします。

(※)プラン②の場合、保管料を優遇いたします。

ただし、今後の経済情勢の変動や弊行の保管体制の変更等の理由により、保管料の優遇が継続できない場合があります。

【執行報酬の計算例】

相続財産の評価額が 1 億 5,000 万円の場合 (うち当行とのご契約商品残高が 5,000 万円)	<プラン①>	<プラン②>
		A : 5,000 万円 × 0.33% = 165,000 円 B : 5,000 万円 × 1.98% = 990,000 円 5,000 万円 × 1.65% = 825,000 円 <hr/> 1,980,000 円 合計 (税込み) 1,980,000 円

【指定紛争解決機関（金融ADR制度）について】

当行の契約する 指定紛争解決機関 (金融ADR制度)	一般社団法人全国銀行協会または一般社団法人信託協会をご利用いただけます。(当業務に関し信託協会では時効中断効はありません。) ・一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017-109 03-5252-3772 ・一般社団法人信託協会 連絡先：信託相談所 電話番号：0120-817-335 03-6206-3988
----------------------------------	--

南都銀行の「遺言信託」は
お客さまの想いと財産を
ご家族に確実にお伝えします。



<http://www.nantobank.co.jp/>

〈ご留意事項〉

本資料は2019年1月13日現在の法令・税制に基づき作成しています。
実際の法務・税務の取扱い等については、弁護士・税理士にご相談ください。